

《しかしんカードローン》商品説明書

1. 商品名	しかしんカードローン												
2. ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人の方 ① ご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方 ② 原則、2年以上の勤務、またはご開業後3年以上の営業実績のある方 ③ 継続して安定した収入のある方 ④ 保証会社である三菱UFJニコス株式会社の保証が受けられる方 ⑤ 当組合に普通預金口座をお持ちの方、または、お作りいただける方 ⑥ 当組合の融資基準を満たしている方 ⑦ 当組合の組合員の方、または組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は、当組合に出資していただき組合員とすることができます。(組合員資格は、当組合定款第1章第6条(組合員たる資格)をご覧ください。お問い合わせください。)												
3. お使いみち	自由(ただし、事業性資金、旧債務の借り換え資金は除きます。)												
4. ご利用形態	当座貸越												
5. ご利用限度額	50万円・100万円・150万円・200万円・300万円よりお選びください。 ※ただし、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。												
6. ご返済方法	定額返済：毎月5日にご指定の普通預金口座よりお引落し致します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>極度額</th> <th>返済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>毎月1万円</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>毎月1万5千円</td> </tr> <tr> <td>150万円</td> <td>毎月2万円</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>毎月3万円</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>毎月4万円</td> </tr> </tbody> </table>	極度額	返済金額	50万円	毎月1万円	100万円	毎月1万5千円	150万円	毎月2万円	200万円	毎月3万円	300万円	毎月4万円
極度額	返済金額												
50万円	毎月1万円												
100万円	毎月1万5千円												
150万円	毎月2万円												
200万円	毎月3万円												
300万円	毎月4万円												
7. ご契約期間	1年(ご契約成立日から1年後の応答月の月末)とし、再審査させていただき自動更新となります。 ※ただし、満65歳の誕生日以降の更新はできません。												
8. 金利	固定金利型 極度額 50万円：年利8.80% 極度額100万円：年利8.80% 極度額150万円：年利6.80% 極度額200万円：年利6.80% 極度額300万円：年利4.80%												
9. 貸越利息支払方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。毎月5日に貸越残高に組み入れます。												
10. 連帯保証人・担保	不要です。(保証会社である三菱UFJニコス株式会社が審査のうえ保証します。)												
11. 保証料	金利に含まれます。												
12. 新規カード発行・更新手数料	不要です。												
13. お借入方法	ローンカードを発行いたします。提携のCD・ATMからご出金いただけます。 ※CD・ATMのご利用手数料は、お客様のご負担となります。												

<p>14. お申込時にご用意いただくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 以下の①、②のうち、いずれかをご用意ください。 ①運転免許証等の顔写真付きの公的証明書のうち1点 ②顔写真のない公的証明書(健康保険証・年金手帳等)の場合は、2種類の公的証明書計2点 ・所得証明書 確定申告書・決算書、源泉徴収票等前年度分 ・普通預金通帳（お持ちの方）、普通預金届出印
<p>15. 苦情処理措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。 【お客様相談室（総務課）】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp
<p>16. 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。 横浜弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716) ※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
<p>17. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、印紙代として200円が必要(実費)となります。 ・お申込みに際しましては、当組合および保証会社の所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。